

# 内部質保証の状況について

－これまでの評価を通じて－

# 3巡目機関別認証評価においては 内部質保証が重点項目

- 内部質保証とは、  
「大学が継続的に、自ら教育研究活動等の点検及び評価を行い、その結果を改善につなげることにより、質を維持し向上を図る仕組み」(説明会資料再掲)
- 仕組みとは、  
「体制」と「手順」
- 質保証されるべき対象は、認証評価を行う対象：  
**教育研究上の基本組織、教員組織、教育課程、施設及び設備、事務組織、  
「3つのポリシー」、教育情報の公表、内部質保証(!)、財務、  
その他(入学者選抜(教育課程の一部)、学生支援、管理運営等)**

(説明会資料再掲)

# 令和3年度までの結果

- 大学機関別認証評価委員会の下に内部質保証専門部会を設けて、専門的に検討した。令和4年度以降も同様の方針。

結果：(基準2 - 3に則して)

- 「優れて機能している」と評価した大学
  - 和歌山大学
  - 徳島大学
  - 豊橋技術科学大学
- 改善を要する点を指摘して、基準を満たしていないとした大学
  - なし

# 和歌山大学

内部質保証が優れて機能している点として、次のことが挙げられる。

○観光学部について、国連世界観光機関(UNWTO)の関連組織であるUNWTOAcademyが実施する観光学分野で優れた教育・研究水準を有する機関を認証する制度であるUNWTO.TedQualによる認証を平成29年3月に取得している。同認証は、「教育・研究は地域や産業界、行政のニーズに対応しているか」、「教育の内容と教授法は適切か」など100項目以上の基準に照らし、評価委員会が判断するものである。また、教育学研究科教職開発専攻について、教員養成評価機構の実施する教職大学院認証評価を平成30年度に受け、教員養成評価機構の教職大学院評価基準に適合していると認定されている(認定の期間は令和6年3月31日まで)。これらの認証及び認定によって、大学の内部質保証に対する社会的信頼を向上させているとともに、認証時及び認定時に付されたコメント及び意見に対して組織的に改善を図っている。

○平成31年3月制定の「教育の内部質保証に関する方針・手順に基づくモニタリング及びレビューのガイドライン」で教育の内部質保証で行う点検事項を定めており、部局又は全学において、学生、既卒者及び企業等など関係者へのアンケートを定期的に行うこととしている。また、同ガイドラインでは点検に基づき必要な改善提案も定めており、「教育の内部質保証に関する方針・手順」において、改善提案に基づき学長が改善提言を行い、教育改善推進専門部会、教務委員会を通じて各部局で改善計画を検討・実施することとしている。同ガイドラインの策定に先立ち試行的に実施した平成30年度モニタリング・レビューにおいても、各学部から項目ごとの所見や改善提案が出され、部局からの報告を専門部会で検証した結果を受け、学長から改善指示を行っている。

# 徳島大学

内部質保証が優れて機能している点として、次のことが挙げられる。

○実施要領を定め、教育の成果・効果を検証するためのアンケート調査、学生生活実態調査、学生の学修に関する実態調査を実施し、分析結果を報告書にまとめることを通じて、学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、正課外における学生の英語学習支援を強化するなど、それらの意見を反映した取組につなげている。

○「内部質保証に関する方針」において、教育分野の特性に応じた外部評価等を積極的に受審し、その結果を内部質保証に活用する体制を定め、日本医学教育評価機構、薬学教育評価機構及び技術者教育認定機構の実施する分野別第三者評価の結果を医学部医学科、薬学部及び工学部理工学科(応用化学システムコース、社会基盤デザインコース、電気電子システムコース)の機関別内部質保証に活用し、社会的信頼が一層向上している。

# 豊橋技術科学大学

内部質保証が優れて機能している点として、次のことが挙げられる。

○ 日本技術者教育認定機構の技術者教育プログラム認定取得を学士課程の全課程に展開し、内部質保証に対する社会的信頼を高めているとともに、その認定申請に係る自己点検項目の評価の観点を準用して大学院の教育課程の自己点検評価を行っている。

○ アンケート調査、キャンパスマスタープランワークショップ等によって学生からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行い、図書館の改修や、キャンパスマスタープランの改正を行う等、その意見を反映した取組を行っている。また、TUT グローバルハウスの新設にあたっては、学生及び教職員を対象にアイデア募集を行い、「平面等計画」部門最優秀賞作品のアイデアを設計に取り入れている。

# 今後の課題の認識

- 体制の整備が、訪問調査の実施時期まで及んでいる事例が散見された⇒ 実質的な整備があったことを確認のうえ、明文化の時期を明記。
  - これらについては自己評価書提出時点には明文化されていなかったが、令和〇年11月までに「内部質保証に関する要項」を定め明文化している。 などと表記した。
- 「機能している」ことの確認ができない。⇒ これまでの改善事例の報告を求め(別紙様式2-3-1)、その分析を通じて評価。
  - これまでの様々な評価結果に加えて、大学評価基準に則して自己点検・評価を行って課題点を抽出しており、自己点検・評価とそれに基づく改善及び向上の取組は別紙様式2-3-1のとおり実施され、対応済みの状況にある。 などと表記した。

# 令和4年度以降の 内部質保証に関するへの要望

- 令和3年度大学機関別認証評価結果に関する委員長所見（公表）

内部質保証の機能の状況については、諸法令等の改正も踏まえた体制の整備の結果として確認することが困難であり、従前の自己点検・評価体制における改善・向上の実績まで遡って確認することが必要であった場合が多い。第3巡目も4年度目となる令和4年度の対象大学においては、特に自己評価書の作成の段階で内部質保証が機能していることを明らかにしていることが期待される。

- 第3者評価結果を活用した場合の内部質保証の機能の状況

第3者評価結果の活用とは、教育研究上の基本組織の自己評価書（領域6）の代わりに第3者評価結果を用いることである。当該の教育研究上の基本組織が領域6の基準を満たしていることを必ずしも意味していないことに注意が必要である。

内部質保証体制の中で、第3者評価において指摘された改善事項等に対して、改善及び向上の取組が実施され対応済みの状況であることが示されている必要（別紙様式2-3-1）がある。